

特定非営利活動法人人間中心設計機構（HCD-Net） 細則集

目次

1. 名誉理事長に関する細則
2. 理事会に関する細則
3. 事業部に関する細則
4. SIG・WG・委員会に関する細則
5. 評議委員に関する細則
6. 事務局に関する細則
7. 会員の権利に関する細則
8. 会員の入会・退会に関する細則
9. 交通費・出張旅費・宿泊費に関する細則
10. 調達・業務委託に関する細則
11. ウェブサイト運営に関する細則
12. 支払に関する細則
13. イベントに関する細則
14. 事務局職員の就業に関する細則
15. パソコン等の管理に関する細則
16. 支部に関する細則

平成 17 年 4 月 1 日施行
平成 18 年 6 月 2 日改定
平成 21 年 12 月 11 日改定
平成 23 年 1 月 24 日改定
平成 23 年 9 月 1 日改定
平成 26 年 2 月 20 日改定
平成 26 年 9 月 19 日改定
平成 26 年 11 月 25 日改定
平成 27 年 6 月 1 日改定
平成 27 年 11 月 1 日改定
平成 28 年 8 月 1 日改定
平成 29 年 2 月 27 日改訂
令和 7 年 8 月 29 日改定

1. 名誉理事長に関する細則

- 第1条 HCD-Net の方向性や各事業の活動内容全体を指導する役割として「名誉理事長」を設置することができる。
- 2 名誉理事長は理事会が任命する。
 - 3 名誉理事長は終身とし、HCD-Net の年会費、交流会を含むイベントの参加費を免除する。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成 18 年 6 月 2 日から改定する。
- 2) この細則は、平成 21 年 12 月 11 日から改定する。
- 3) この細則は、平成 23 年 1 月 24 日から改定する。
- 4) この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から改定する。
- 5) この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から改定する。
- 6) この細則は、平成 27 年 6 月 1 日から改定する。
- 7) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

2. 理事会に関する細則

(成会)

第1条 理事会は、理事の半数以上の出席（遠隔からの参加、委任状を含む）をもって成会とする。

(議事)

第2条 理事会では、HCD-Net の運営に関わる決議、審議、報告を行う。

- 2 当該理事会で決議する項目を決議事項とし、事前に関連資料を共有し優先的に審議する。
- 3 当該理事会で審議する項目を審議事項とし、審議完了、次回以降も継続審議、もしくは決議事項とするかを判断する。
- 4 事業部などの月次活動状況などは報告事項とし、原則として質疑応答のみとする。

(議事進行)

第3条 理事会の議事進行は、理事長または理事長の指名する者が担当する。

(議事録)

第4条 理事会の議事録は事務局が作成し、次回の理事会冒頭で確認をとる。確認後の議事録を評議委員に公開する。

(選任)

第5条 理事は次の方法で選任される。

- 1) 理事選任に当たり、まず、理事候補者を理事会にて選出する。
- 2) 理事候補は正会員から選出することを原則とする。
- 3) 理事候補を正会員以外から選出する場合は、理事就任に当たっては正会員になることを条件とする。
- 4) 選出された理事候補者をもとに、理事会に参加した全理事（本人は除く）の無記名投票により選出する。
- 5) 投票では、各候補者に対する可否を表明する。
- 6) 可とする得票数の多い順に、選出する理事定数までを当選とする。
- 7) 当選者に対し、就任の意向を確認し、了解を条件に理事に選任する。
- 8) 辞退者がいる場合には、理事定数まで順次繰り下げて確認する。

(再任)

第6条 理事の再任は第5条の方法に従う。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成18年6月2日から改定する。
- 2) この細則は、平成21年12月11日から改定する。
- 3) この細則は、平成23年1月24日から改定する。
- 4) この細則は、平成23年9月1日から改定する。
- 5) この細則は、平成26年2月20日から改定する。
- 6) この細則は、令和7年8月29日から改定する。

3. 事業部に関する細則

(設置・統廃合)

- 第1条 理事会はHCD-Netの運営のために事業部を設置することができる。
事業部の設置、統廃合に関しては理事会で決定する。

(構成)

- 第2条 事業部は会員、もしくは事業部長が指名した者で構成する。
- 2 事業部長は理事から選任し、理事会の承認を得る。
 - 3 2名までの副事業部長を選任できる。

(事業報告書、計画書)

- 第3条 事業部は当該年度の事業報告書（活動報告書）、次年度の事業計画書および予算書を期末までに理事会に提出する。

(予算執行)

- 第4条 事業部長は事業運営のために理事会で承認された予算の執行権限を持つ。
- 2 事業計画にない新たな活動に伴う支出が必要となった場合は、補正予算案を作成し、予備費の使用可否を理事会に諮ることができる。

付則

(施行期日)

- 第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成18年6月2日から改定する。
- 2) この細則は、平成21年12月11日から改定する。
- 3) この細則は、平成23年1月24日から改定する。
- 4) この細則は、平成23年9月1日から改定する。
- 5) この細則は、平成26年2月20日から改定する。
- 6) この細則は、令和7年8月29日から改定する。

4. WG・SIG・委員会に関する細則

(設置)

- 第1条 理事会はHCD-Netの運営のために、理事会の諮問機関もしくは事業活動の一環としてWG(Working Group)、研究・開発成果を追求するSIG(Special Interest Group)および委員会を設置することができる。
- 2 WG・SIG・委員会の設置は、正会員・学生会員からの提案により、理事会で承認する。
- 3 WG・SIG・委員会は次の役割を担う組織とする。
- 1) WGは、活動の目標（成果物の作成、仕組みの検討、イベント開催等）を達成したら解散するような活動を行う組織とする。
 - 2) SIGは、研究・開発成果を追求する活動を行う組織とする。
 - 3) 委員会は、普及活動や運営などの活動を行う組織とし、設置期間を定めない。

(構成)

- 第2条 SIGは正会員・学生会員5名以上で発起され、理事会で承認する。WG・委員会は正会員・学生会員2名以上で発起され、その上部組織で承認する。SIGは研究事業部の下に設置される。WG・委員会は事業部の下または理事会の直下に設置することとする。
- 2 WG・SIG・委員会が選任し理事会もしくは事業部で承認された非会員も各組織に参画できる。
- 3 WG・SIGの主査および委員会の委員長は正会員・学生会員から選出する。
- 4 WG・SIG・委員会の正会員・学生会員の割合は80%以上とする。
- 5 WG・SIGは2名までの副主査を、委員会は2名までの副委員長を選任できる。

(活動報告)

- 第3条 WG・SIG・委員会はその活動内容、成果を、HCD-Netのウェブサイトや研究発表会などを通じ告知、報告する。

(事業報告書、計画書)

- 第4条 WG・SIG・委員会は当該年度の事業報告書（活動報告書）、次年度の事業計画書および予算書を期末までに事業部を通じて、もしくは理事会に直接提出する。

(予算執行)

- 第5条 WG・SIGの主査および委員会の委員長は運営のために理事会で承認された予算の執行権限を持つ。ただし、事業計画外の活動でやむを得ない支出が必要な場合は、管轄事業部門長を通じて、補正予算案を作成し予備費の使用可否を理事会に諮ることができる。

(更新)

- 第6条 WG・SIGの設置期間は2年とし、2年に一度理事会にて継続を審議、決定する。

付則

(施行期日)

第 1 条 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(改定)

第 2 条

- 1) この細則は、平成 18 年 6 月 2 日から改定する。
- 2) この細則は、平成 21 年 12 月 11 日から改定する。
- 3) この細則は、平成 23 年 1 月 24 日から改定する。
- 4) この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から改定する。
- 5) この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から改定する。
- 6) この細則は、平成 26 年 9 月 19 日から改訂する。
- 7) この細則は、平成 27 年 11 月 1 日から改定する。
- 8) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

5. 評議委員に関する細則

(評議委員会の設置)

第1条 理事会はHCD-Netの事業活動の質の向上のため評議委員会を設置する。

(選任)

第2条 評議委員は次の方法で選任する。

- 1) 理事会が正会員の中から適任者を推薦し、本人の承諾をもって就任する。
- 2) 任期は理事と同等とする。ただし、再任を妨げない。
- 3) 役員を退任したものは引き続き評議委員として推薦される。

(辞任・退任・解任)

第3条 評議委員は次の方法で辞任・退任・解任できる。

- 1) 任期中に職務を全うできない事情が生じた場合には、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2) 任期満了後、理事会からの継続就任の依頼がない場合は退任となる。
- 3) 任期中においても評議委員としてふさわしくない行為があったときは、理事会の決議で解任することができる。

(運営)

第4条 理事会は評議委員会を年1回以上開催する。

- 2 評議委員会は、総会の2週間前から総会開催前までに理事長が招集する。
- 3 評議委員会の議事進行は、理事長または理事長の指名する理事が担当する。
- 4 評議委員会は、HCD-Net総会議事に関する事前説明ならびに活動全体に関する意見交換を行う場とする。

(役割)

第5条 評議委員は次の役割を担う。

- 1) 原則としてHCD-Netの各事業の運営委員として参加し、事業活動を行う。
- 2) 各地域（北海道、関東/東北、東海、関西/四国、九州）での、HCD-Netの活動を支援するとともに自ら地域活動の活性化を図る。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成18年6月2日から改定する。
- 2) この細則は、平成21年12月11日から改定する。

- 3) この細則は、平成 23 年 1 月 24 日から改定する。
- 4) この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から改定する。
- 5) この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から改定する。
- 6) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

6. 事務局に関する細則

(職員)

第1条 職員は事務局長が任命し、理事会の承認を得なければならない。

(職務)

第2条 事務局は理事長および理事会の補佐を目的に、次の業務を行う。

- 1) 会員の入会・退会事務処理および会員管理
- 2) 理事会の資料・議事録の作成および保管
- 3) 事業計画・予算書の草案作成
- 4) HCD-Net に関わる契約書の草案作成および契約書の管理
- 5) HCD-Net の運営に関わる会計処理
- 6) 理事長から委託があった場合の通帳・銀行印の管理
- 7) その他 HCD-Net に必要な事項

(経費)

第3条 事務局長および職員の人件費は、業務時間を算出し労働条件通知書の時間給をもとに支払う。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成 18 年 6 月 2 日から改定する。
- 2) この細則は、平成 21 年 12 月 11 日から改定する。
- 3) この細則は、平成 23 年 1 月 24 日から改定する。
- 4) この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から改定する。
- 5) この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から改定する。
- 6) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

7. 会員の権利に関する細則

(正会員・学生会員の権利)

第1条 正会員、学生会員は次の権利を有する。

- 1) メールマガジンなど HCD-Net から会員への告知情報の受信
- 2) 総会への出席（ただし、新規入会で開催前月末までに年会費を納付していない者は除く。表決権は、正会員のみ有し、学生会員は有しない。）
- 3) HCD-Net の事業活動への参加
- 4) セミナー、発表会など HCD-Net が主催するイベントの参加費の優遇
- 5) 機構誌への投稿

(賛助会員の権利)

第2条 賛助会員は次の権利を有する。

- 1) メールマガジンなど、HCD-Net から会員への告知情報の受信
- 2) 総会への出席（2名まで。ただし、新規入会で総会開催前月末までに年会費を納付していない賛助会員は除く。賛助会員は表決権を有しない。）
- 3) HCD-Net の事業活動への参加
- 4) セミナー、発表会など HCD-Net が主催するイベント参加費の優遇（正会員2名分に相当）
- 5) 機構誌の無料配布（2冊まで）
- 6) HCD-Net のウェブサイト・印刷物および各種媒体における自社・団体のロゴマークの掲載（掲載するロゴマークは、当該企業・団体から提供するもの（ロゴマーク使用規定等があれば同時に提供する）に限る。）
- 7) 会員の要望を反映したセミナーの HCD-Net との共同企画・開催
- 8) 会員が企画するイベントの共催、後援、協賛

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成 18 年 6 月 2 日から改定する。
- 2) この細則は、平成 21 年 12 月 11 日から改定する。
- 3) この細則は、平成 23 年 1 月 24 日から改定する。
- 4) この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から改定する。
- 5) この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から改定する。
- 6) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

8. 会員の入会・退会に関する細則

(入会)

第1条 HCD-Net に入会の申請を行う場合は、次のように申請する。

正会員、学生会員および賛助会員は、HCD-Net の会員入会申請様式に必要事項を記入し、入会の申請を行う。なお、申請後3週間以内に HCD-Net より入会承認に関する通知が無かった場合には、入会は承認されなかったものとする。また、入会の承認に関する通知を受けた場合でも、第2条の入会金および第3条の会費の納入がなかった場合は入会を取り消されることがある。

(入会金)

第2条 正会員、学生会員、賛助会員の入会金は徴収しない。

2 入会金を徴収する場合は理事会にて決定する。

(会費)

第3条 HCD-Net の会費は次のとおりとする。

- 1) 正会員の会費は年額 12,000 円とする。
学生会員の会費は年額 4,000 円とする。
賛助会員の会費は年額 80,000 円とする。
- 2) 会員が事業年度途中で入会した場合、9 月末までに入会申込みが受理された場合は年額を支払うものとする。10 月以降に入会の申し込みが受理された場合は前項の年額の半額とする。(例：12 月に申込みが受理された場合でも 6 か月分の会費を納入する。)

(会費納入)

第4条 会員は毎年度会費を前納するものとする。

- 2 会費は指定期日までに直接または会員管理システムを介して指定口座に振り込むものとする。直接振込の際にかかる振込手数料は、会員の負担とする。

(納入金の払戻)

第5条 会員は、HCD-Net に納入した入会金及び会費の払戻を求めることはできない。

- 2 超過分は翌年度の年会費に充当する。ただし、桁数間違いなど、極端に超過した場合は返還にて対応する。

(退会)

第6条 会員は、HCD-Net にメールにより退会の意思を伝えて退会の申請（退会届）を行うことで退会できる。

- 2 事務局は、退会届を受領したら速やかに退会手続きを実施し、理事長に報告する。

(会費滞納)

第7条 会員が1年以上会費を滞納した場合は、会員の権利を停止されることがある。ここでいう会員の権利とは次の通りとする。

- 1) HCD-Net より提供される一切の告知

- 2) 総会への出席（正会員は、総会の表決権も含む。）
- 3) その他会員に認められている特典

付則

（施行期日）

第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

（改定）

第2条

- 1) この細則は、平成18年6月2日から改定する。
- 2) この細則は、平成21年12月11日から改定する。
- 3) この細則は、平成23年1月24日から改定する。
- 4) この細則は、平成23年9月1日から改定する。
- 5) この細則は、平成26年2月20日から改定する。
- 6) この細則は、令和7年8月29日から改定する。

9. 交通費・出張旅費・宿泊費に関する細則

(支給対象者)

第1条 交通費・出張旅費・宿泊費の支給対象者は次の者とする。

- 1) 理事会、評議委員会、理事会直轄の委員会・WGの参加者
- 2) 理事会、理事長、事業部長、支部長、センター長、事務局長の命により会合に参加する理事、評議委員、会員、および事務局職員
- 3) 理事会で承認された事業計画にもとづいて招聘する講師他
- 4) その他理事会が特別に認めた者（海外出張等）

(交通費・出張旅費の支給)

第2条 交通費（片道100km未満）・出張旅費（片道100km以上）は次の規定により支給する。

- 1) 本人からの申請にもとづき支給する。
- 2) 実費を支給する。
- 3) 新幹線を利用する場合は指定席券の利用を認める。在来線を利用する場合は、片道1時間半を超える場合、またはラッシュアワー時の利用や体調により指定席券および特急券の利用を認める。
- 4) 陸路で片道4時間を超える場合に、航空機の利用を認める。
- 5) グリーン車、ビジネスクラス、ファーストクラスの利用は原則認めない。
- 6) タクシーの利用は他の交通機関の利用が不可能な場合を除き、原則認めない。

(宿泊費の支給)

第3条 出張に伴う宿泊費は次の規定により支給する。

- 1) 用務の開始時刻および終了時刻から換算し、往路・復路の交通手段がない場合に宿泊費を支給する。
- 2) 用務が2日間以上にわたる場合に宿泊費を支給する。
- 3) 宿泊費は1泊につき国内20,000円以内、海外35,000円以内の実費を原則とする。

(支給の特例)

第4条 事務局長が特に認めた場合は、この規定外の支給を行うことがある。この場合は支給後に開催される最初の理事会で承認を得なければならない。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成 18 年 6 月 2 日から改定する。
- 2) この細則は、平成 21 年 12 月 11 日から改定する。
- 3) この細則は、平成 23 年 1 月 24 日から改定する。
- 4) この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から改定する。
- 5) この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から改定する。
- 6) この細則は、平成 26 年 11 月 25 日から改定する。
- 7) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

10. 調達・業務委託に関する細則

(ソフトウェア開発の外部委託)

第1条 HCD-Net のウェブサイトなど、HCD-Net が主ソフトウェア等を外部に発注する場合には別途定める「HCD-Net ソフトウェア発注手順」に従う。

(競争見積)

第2条 HCD-Net が外部から備品等を調達する場合や外部に業務を委託する場合は、価格比較を行うか2社以上から見積を取り、比較検討の上発注先を決定する。ただし、事由が明確な場合は1社限定発注もありうる。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成18年6月2日から改定する。
- 2) この細則は、平成21年12月11日から改定する。
- 3) この細則は、平成23年1月24日から改定する。
- 4) この細則は、平成23年9月1日から改定する。
- 5) この細則は、平成26年2月20日から改定する。
- 6) この細則は、令和7年8月29日から改定する。

11. ウェブサイト運営に関する細則

(情報等の公開)

第1条 HCD-Net は、HCD-Net により提供される一切の情報、データ、プログラム及びそのソース（以下「情報等」という）および HCD-Net ウェブサイト利用者により投稿された一切の情報、会員がウェブサイトに登録した情報等に対して、本人への事前通告無しに、題名の変更、HCD-Net 内での複写、移動などを行うことができる。

- 2 HCD-Net は、会員がウェブサイトに登録した情報等を、本人の承諾を得ること無くこれを編集し再利用することができる。ただし、個人を特定する氏名、メールアドレス、住所、電話番号、FAX 番号等の情報については、この限りではない。

(情報等の投稿)

第2条 会員がウェブサイトに投稿する情報等は第三者の著作権など、その他権利を侵害するものであってはならない。

- 2 前項に定める規定について生じたいかなる紛争、損害に対して HCD-Net は一切その責任を負わないものとする。

(情報等の削除)

第3条 HCD-Net は、会員がウェブサイトに登録した情報等に対して、一定の期間または量を越えた場合、HCD-Net の趣旨に反し不適切と解釈できる情報など保守管理上の理由により、会員へ事前に通告することなくこれを削除することができる。

(アカウントおよびパスワードの管理責任)

第4条 HCD-Net より付与されたアカウントおよびパスワードは、第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入れなどをしたりすることはできない。

- 2 会員は、細則に定める事項に基づき、付与されたアカウントおよびパスワードの管理、使用について一切の責任を持ち、HCD-Net に損害を与えることのないものとする。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(改訂)

第2条

- 1) この細則は、平成 18 年 6 月 2 日から改定する。
- 2) この細則は、平成 21 年 12 月 11 日から改定する。
- 3) この細則は、平成 23 年 1 月 24 日から改定する。
- 4) この細則は、平成 23 年 9 月 1 日から改定する。
- 5) この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から改定する。
- 6) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

12. 支払に関する細則

(支払サイト)

第1条 HCD-Net の支払サイトは当月末締め、翌月末支払とする。

- 2 購入時または納品時に請求書を要請し、当方の支払サイトを伝える。
- 3 見積書での支払は行わない。
- 4 急を要する支払が生じた場合は、所定のルールに従い臨時の支払を行う。

(精算)

第2条 謝礼金、個人立替などの精算は毎月1回を原則とする。

- 2 事務局職員の立替などの精算は月末締め翌月15日支払とし、その他は月末締め翌月末支払とする。
- 3 15日支払分は5日まで、月末支払分は10日までに申請する。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成18年6月2日から改定する。
- 2) この細則は、平成21年12月11日から改定する。
- 3) この細則は、平成23年1月24日から改定する。
- 4) この細則は、平成23年9月1日から改定する。
- 5) この細則は、平成26年2月20日から改定する。
- 6) この細則は、令和7年8月29日から改定する。

13. イベントに関する細則

(定義)

第1条 HCD-Netの目的を達成するために、会員・非会員を対象に開催するセミナーや発表会、ワークショップなどをイベントと称する。

(企画)

第2条 イベントの開催に当たっては、所定のイベント企画書をイベント担当者が作成し、事業部長の承認を得た後、原則として開催日の40日前までに事務局に提出する。

(告知)

第3条 イベント企画書にもとづき、会員への告知は事務局が行う。その他告知に関しては主催者が行う。

- 2 告知の際は、HCD-Net専門資格の更新ポイント（イベント参加者への付与ポイント）の案内を必ず盛り込む。付与ポイント数は、「更新ポイント一覧表」によって決定する。「更新ポイント一覧表」に該当する項目が無い場合は、専門資格認定センターと協議して承認を得たポイント数とする。

(参加申込・参加費の徴収・参加者名簿の作成)

第4条 イベントの参加申込、参加費の徴収は、電磁的な方法で事務局が受け付け、参加者名簿を作成する。

(謝礼)

第5条 イベントの講師への謝礼金額は、次を目安とする。。

- 1) 登壇時間が30分～1時間程度 2万円
- 2) 登壇時間が2時間程度 3万円
- 3) 登壇時間が3時間～4時間程度(半日) 7万円
- 4) 登壇時間が5時間～7時間程度(終日) 10万円
- 2 基調講演者や有識者などの場合は別途謝礼金額を理事会にて決定する。
- 3 事業部はNPOの公益性を踏まえて謝礼金額を決定し、理事会に報告する。
- 4 謝礼金は原則として指定の口座に後日振り込む。

(アルバイト)

第6条 イベントでアルバイトを使用する場合の賃金は、開催地域の最低賃金を上回る金額とする。

- 2 事業部はNPOの公益性を踏まえて賃金額を決定する。
- 3 賃金は原則として指定の口座に後日振り込む。

(運営に関する役割とその報酬)

第7条 ファシリテーターなど専門性を発揮する役割への報酬は、講師への謝礼金額の半額程度を目安とする。

- 2 受付、Zoom管理等の運営に関する役割への報酬は、第6条に準ずる。
- 3 事業部はNPOの公益性を踏まえて報酬額を決定する。

4 報酬は原則として指定の口座に後日振り込む。

(アンケート)

第8条 イベントでは必ずアンケートを実施し、事務局が集計して主催者にフィードバックするか、主催者が集計する。

(報告)

第9条 イベント開催後は、できるだけ速やかにイベント開催レポートをウェブサイトで公開する。

2 イベント開催レポートは原稿を主催者が作成し、事務局または主催者が掲載する。

3 イベント企画書および各種請求書・各種精算書にもとづき、事務局が支払申請書を作成する。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成17年4月1日から施行する。

(改定)

第2条

1) この細則は、平成18年6月2日から改定する。

2) この細則は、平成21年12月11日から改定する。

3) この細則は、平成23年1月24日から改定する。

4) この細則は、平成23年9月1日から改定する。

5) この細則は、平成26年2月20日から改定する。

6) この細則は、平成27年11月1日から改定する。

7) この細則は、令和7年8月29日から改定する。

14. 事務局職員の就業に関する細則

(適用範囲)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人人間中心設計機構（以下 HCD-Net）が就業契約を締結し、雇用する事務局職員に適用する。

(労働時間)

第2条 標準労働時間、就業日、休日、休暇は、労働条件通知書にて規定する。

(就業場所)

第3条 就業場所は、労働条件通知書にて規定する。

(賃金)

第4条 賃金およびその計算方法、通勤費（交通費）は、労働条件通知書にて規定する。

(退職)

第5条 次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- 1) 労働条件通知書で規定した適用期間が満了し、更新しない場合。
- 2) 本人から 30 日以上前に申し出があった場合。
- 3) 就業契約書「第2条 遵守事項」に違反した場合。

(その他)

第6条 出張旅費、宿泊費は定款細則「9.交通費・出張旅費・宿泊費に関する細則」に従う。

- 2 退職金制度、慶弔見舞金は支給しない。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から施行する。

(改定)

第2条

- 1) この細則は、平成 28 年 8 月 1 日から改定する。
- 2) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

15. パソコン等の管理に関する細則

(対象)

第1条 本細則は、事務局職員が HCD-Net の業務で使用するパソコン、スマートフォン、タブレット（以下、パソコン等）について適用する。

(リスク管理)

第2条 パソコン等の使用者は、HCD-Net の管理する機密情報が漏洩することがないように、紛失・ウイルスに対するリスク管理を実施する。

- 2 機密情報とは、個人情報保護法で定められた個人情報、及び人間中心設計専門資格認定制度の審査の情報を指す。
- 3 パソコン等には適切にログオンパスワードを設定する。
- 4 パソコンには必ずウイルス対策のためのソフトウェアを導入する。
- 5 OS、ソフトウェアは適宜、脆弱性是正のためのアップデートを行う。
- 6 日常のリスク管理については、別途規程にて詳細を定める。

(パソコン等の管理)

第3条 事務局は、別途「情報機器管理表」で HCD-Net の業務に使用するパソコン等を管理する。

- 2 事務局職員に HCD-Net の業務に使用するパソコン等を貸与する。
- 3 事務局職員が私用のパソコン等を業務で使用する場合は、事務局長の許可を得て、「情報機器管理表」に必要事項を登録してから使用する。
- 4 パソコン等の管理については、別途規程にて詳細を定める。

付則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成 26 年 2 月 20 日から施行する。

(改定)

第 2 条

- 1) この細則は、令和 7 年 8 月 29 日から改定する。

16. 支部に関する細則

(設置)

- 第1条 理事会は HCD-Net の事業活動活性化のために、支部を設置することができる。
支部の設置は、会員からの提案により、理事会で承認する。

(構成と役割)

- 第2条 支部は会員、もしくは支部長が指名した者で構成する。
- 2 支部長は正会員とし、理事会もしくは所属事業部長が承認する。
 - 3 2名までの副支部長を選任できる。
 - 4 支部は活動の企画運営のために支部幹事を選任できる。
 - 5 支部には支部事務局（長）を設置することができる。
 - 6 支部事務局（長）は正会員とし、支部長が任命する。

(活動報告)

- 第3条 支部はその活動内容、成果を、HCD-Net のウェブサイトや研究発表会などを通じ告知、報告する。

(事業報告書、計画書)

- 第4条 支部は当該年度の事業報告書（活動報告書）、次年度の事業計画書および予算書を期末までに事業部を通じて、もしくは理事会に直接提出する。

(予算執行)

- 第5条 支部長は支部運営のために理事会で承認された活動予算の執行権限を持つ。ただし、事業計画外の活動でやむを得ない支出が必要な場合は、所属事業部長を通じて、もしくは理事会に直接諮る。

(更新)

- 第6条 2年に一度理事会にて支部の継続を審議、決定する。

付則

(施行期日)

- 第1条 この細則は、平成26年9月19日から施行する。

(改定)

- 第2条
- 1) この細則は、令和7年8月29日から改定する。